

議 第 2 0 号 議 案

男女別学の埼玉県立高等学校において生徒の意見も尊重した方針決定を
求める意見書の提出について

男女別学の埼玉県立高等学校において生徒の意見も尊重した方針決定を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和7年9月26日提出

富士見市議会議長 勝 山 祥 様

提出者 富士見市議会議員 加 賀 奈々恵

賛成者 同 川 畑 勝 弘

提 案 理 由

男女別学の埼玉県立高等学校において生徒の意見も尊重した方針決定を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき埼玉県及び埼玉県教育委員会に対して提出するため、この案を提出します。

男女別学の埼玉県立高等学校において生徒の意見も尊重した方針決定を
求める意見書

現在埼玉県には、12校の男女別学の県立高校がある。令和5年8月30日、埼玉県男女共同参画苦情処理委員は、「埼玉県立高校において、共学化が早期に実現されるべきである」との趣旨の勧告を埼玉県教育委員会に対して行い、令和6年8月31日までに「是正その他の措置」についての報告を求めた。

埼玉県教育委員会は、勧告を受けて、中学生及び高校生とその保護者に対するアンケートを令和6年4月から5月にかけて実施した。アンケートの結果、「共学化した方がよい」と回答したのは中学生で18.7%、高校生で7.8%、「共学化しない方がよい」と回答したのは中学生で19.3%、高校生で57.2%、「どちらでもよい」と回答したのは中学生で56.2%、高校生で33.2%となった。

埼玉県教育委員会は令和6年8月22日に措置報告書を提出し、「男女共同参画社会の中において、高校の3年間を男女が互いに協力して学校生活を送ることには意義があり、県教育委員会は、主体的に共学化を推進していくこと」とした上で、県民の意見を丁寧に把握する必要があるため、埼玉県教育委員会がアンケートや地域別の意見交換、有識者からの意見徴取などを実施するとしている。先に行われたアンケート結果からも、今後更に慎重な議論が求められることは明らかである。

よって、富士見市議会は、埼玉県及び埼玉県教育委員会に対し、在校生及び進学を目指す生徒の気持ちも尊重し、男女別学の埼玉県立高等学校において当事者の意見に十分配慮した方針決定を行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

埼玉県知事	様
埼玉県教育委員会教育長	様